

近世大坂における商人の町屋敷所持

—加嶋屋長田家を事例として—

山田 志乃布

《論文構成》

はじめに

1. 大坂における加嶋屋長田家
2. 所持町屋敷の概観
3. 町屋敷利用と経営
4. 家質と町屋敷所持

おわりに

はじめに

歴史地理学の分野における代表的な近世都市研究は、矢守一彦氏の『都市プランの研究』¹⁾であることは衆目の一致するところであろう。その大著が刊行されてほぼ27年を経た現在でもそれを乗り越える研究はいまだ見られない。矢守氏が行った全国的な都市プランの比較というマクロな形態論的視野での研究に対してささやかな抵抗を試みるとするならば、個別都市内部でのミクروسケールでの分析の積み上げを通して全体へと敷衍すること、と言えるのではないだろうか。筆者は、前稿において近世駿府町人地を事例としその内部における町レベルでの地域的差異を検討した。その結果、近世後期の駿府町人地で町屋敷経営が行われていたこと、町屋敷経営の状況が各町によって異なっていること、それらが街道という交通路によって影響を受けることを明らかにした²⁾。しかし、史料上の制約から、その内部での具体的な町屋敷経営の展開、それらと都市の空間構造との関連については今後の課題としたままであった。

そこで本稿では、フィールドは異なるものの、比較的多く史料の残存している大坂に着目する。大坂には各町に水帳および水帳絵図が残存し、それらの史料は、従来より細かいレベルでの都市形態の分析には格好の素材となっている³⁾。加えて、大坂の町には宗門人別帳も広範な地域で残存している⁴⁾。水帳絵図と宗門人別帳の検討は紙数の制約もあるので別稿に譲り、本稿ではその分析の前提として、加嶋屋長田家を事例とし、近世後期大

坂における商人の町屋敷所持の具体相について明らかにすることを目的とする。

従来、大坂の商人地主に関しては鴻池家の研究が著名である。しかし、鴻池の場合は新田の開発・経営の研究が主流であり、都市内部の町屋敷所持についてはほとんど注目されていない⁵⁾。一方、江戸・京都・大坂いわゆる三都で商業活動を行った三井家については、その町屋敷の所持や町屋敷経営について数多くの研究が存在する⁶⁾。大坂については、西坂靖氏の諸論考において具体的に明らかにされている⁷⁾。しかし、三井家のように三都にわたって経営展開している商人と、他の大都市に出店を持たない単一の都市のみを活動拠点とする商人では、都市内部での町屋敷所持の実態がどのように異なるのか、あるいはどのような点で共通性があるのか。そのような視点から商人の町屋敷所持が近世都市の空間構造にもたらすインパクトについて明らかにすることも必要である。筆者が前稿で扱った近世後期の駿府町人地の場合、単一の都市のみを活動拠点とした商人層が多かったことが予想される⁸⁾。

そこで本稿では、大坂にのみ拠点を置き、かつ大坂商人の典型である金融業（両替商、大名貸、幕府御用達など）を中心に経営を行っている加嶋屋長田家の町屋敷所持についての検討を行うことを目的とする。つまり、大坂という単一都市を拠点とした商人の町屋敷所持の実態についての具体的事例を提示することにした。

1. 大坂における加嶋屋長田家

(1) 加嶋屋長田家について

加嶋屋（長田）作兵衛家の文書は、現在国立史料館に所蔵されており、目録が刊行されている⁹⁾。従来、加嶋屋長田家については、中井信彦氏¹⁰⁾、鶴岡美枝子氏¹¹⁾、千田稔氏¹²⁾の論考で取り上げられている。しかし、同家の町屋敷集積・町屋敷所持に関しては、「加嶋屋長田家文書解題」¹³⁾に若干の記載がみられるだけで具体的な検討は行われていない。

以下「加嶋屋長田家文書解題」に即して長田家について述べる。加嶋屋長田家は代々作兵衛を名乗っており、初代作兵衛は幼少の頃堺で過ごし、寛永年間に大坂に移り住んだとされている。3代作兵衛の時に加嶋屋の屋号を名乗り、4代作兵衛の時に長田姓を名乗る。4代目の時に、玉水町に町屋敷を購入しているが、その時の商売は米仲買であったことが確認されている。また両替業務も行っていたようであるが、なかでも米方両替を主業としていたようである。7代作兵衛の時には大川町へ移転し、本拠を大川町に置いている。寛政4（1792）年に作五郎、文化5（1808）年に作次郎の両分家が家督分けされている。その後、本家は諸藩の掛屋、文化年間には幕府の御用金掛屋を勤め、肥後藩などを中心に多くの藩に対して大名貸を行っている。『両替商沿革史』¹⁴⁾によれば、分家の作五郎家は十人両替、作次郎家は両替商となっている。

明治以降に話を移すと、明治元年大阪では閉店した両替商は40軒にもほったとされているが、長田家は乗り切り、明治2（1869）年に作兵衛家は大阪通商会社・大阪為替会社の総頭取となっている。明治4（1871）年の廃藩置県までは諸藩の掛屋を勤め、廃藩置県後は、近世期における幕府・藩を明治政府・府県に置き換えて従来通りの営業を行った。しかし、明治6（1873）年の官私負債事件により挫折し、明治11（1878）年には兵庫の西宮用達会社と提携して大阪出張所を設立、荷問屋を開業したとある。大川町には加嶋組商社を設立したようであるが、その後の経緯は不明であり、明治26（1893）年には三井銀行に長田家の所蔵品が抵当流れになっていることから、それま

での間に没落したとされている¹⁵⁾。

(2) 加嶋屋長田家の規模

大坂の商人に対する近世における御用金は、全部で13回にもほり、加嶋屋作兵衛はほぼすべてに出金している。そこで、加嶋屋作兵衛と、負担額が常に最上位である鴻池善右衛門・加嶋屋久右衛門の両者とを比較する。宝暦11（1761）年の御用金の際には、加嶋屋作兵衛は金1万5,000両を納付している¹⁶⁾。天明3（1783）年には、鴻池善右衛門を始めとする大名貸を行っている商人11名が、内密に御用金を命じられ負担した。加嶋屋作兵衛の負担額は、九百貫目である¹⁷⁾。この時の大坂商人11名は、翌年、融通御貸付組合と称し公儀名目銀の貸し付け機関となった。以後、寛政期¹⁸⁾、文化期¹⁹⁾、それぞれ12名ほどの大坂商人が任命され負担しているが、構成メンバーに変化はない。天保14（1843）年に大坂商人に申し渡された御用金においては、本家の作兵衛家以外には負担金額の記載はないが、作兵衛・作五郎・作次郎の3家が負担した。この時の御用金は、これ以前の御用金とは性質が異なり、幕府の赤字財政を補うものとして徴収された。そのため、300人近くの大坂町人が指名をうけている²⁰⁾。安政7（1860）年には、兵庫開港に伴う対外関係費への対処のため、さらに江戸城再建のために966口の上納があり、史料には上納した町人全員の名前は記載されていないが、作五郎、作次郎両家も上納していると思われる²¹⁾。この安政7年の御用金²²⁾および元治元（1864）年の御用金において、加嶋屋作兵衛家は鴻池善右衛門・加嶋屋久右衛門と並んで御用金請高の筆頭になっている。

このように、御用金の負担額を指標として加嶋屋作兵衛の大坂商人内の位置を見ると2つの画期を見出すことができる。ひとつは、天明3年の公銀貸付のための御用金以降であり、ふたつめは安政7年に鴻善や加久と負担額が同列になった以降である。前者が、加嶋屋長田家が大坂の富豪商人の仲間入りを果たした時期ならば、後者は、大坂商人のなかでも鴻池と並ぶ富商であると幕府によって認識された時期にあたるといえる。

以上、加嶋屋長田家が大坂商人のなかでも最上位にランクされる富商として幕府によって認識されていることが確認できた。このことは同時に、その経営規模においても、大坂のみを拠点とする

商人のなかでは最上位ランクに位置すると言うことができるだろう。

2. 所持町屋敷の概観

『加嶋屋長田家文書』に残る「永代売渡證文」²³⁾は、明治以後の長田家の営業不振の折に本家に加えて分家・別家等から収集したものと思われる。これらの町屋敷は、近世期に買得し、少なくとも明治初期までは所持していたと推測される。本章で町屋敷所持を概観した場合、分家・別家も含めて近世期に買得されてその後所持されていたもののみ対象とした。ある時期において買得された町屋敷がすでに売却されてしまった場合には、売買證文が残らないため、長田家全体の町屋敷の変遷は把握ができないという点に留意する必要がある。このような史料的限界を踏まえつつ、永代売渡證文に記載された町屋敷を購入名義人ごとに整理してみた(第1表)。これをみると、長田家が近世を通して買得し、所持し続けた町屋敷数は、少なくとも50カ所にのぼることがわかる。本家作兵衛家名義が最も多く、全部で19カ所であった。分家の作次郎家、作五郎家、その他別家の名義も多い。続いて、買得した町屋敷数の変遷を町別・年代別に示したものが第2表である。最初の町屋敷の買得は享保14(1732)年に始まっており、そこから10年単位で区切って変遷を表わした。買得が増加し始めたのは宝暦～明和年間以降(④)で、最も買得数の多い時期は寛政年間(⑦)である。それ以後は横這い状態であることがわかる。また、大坂内部の地域からみると、圧倒的に船場地域、西船場地域に多い。町のなかでは、大川町、梶木町、七郎右衛門町1丁目に集中していることがわかる。大川町は玉水町より移した長田家本家の居宅があった。他2町は大川町に隣接している。またこの地域は、諸藩の蔵屋敷が立ち並ぶ中之島、堂島地域に隣接し、長田家の経営上非常に利便の地であったと思われる。そこで地域と買得数の関係を見ると、寛政～文化年間(⑥)以前は比較的に大坂内部において地域的に分散して買得していた傾向が窺える。しかし、⑥以降、大川町周辺地域に集中的に買得していることがわかる。

3. 町屋敷利用と経営

(1) 掛屋敷としての利用と同族居住

ここではまず、長田家の所持していた町屋敷のなかで、町屋敷経営が行われていたものを特定することとしたい。町屋敷の利用に関して推定できる史料について説明する。主には前述の「永代売渡證文」、天明3年までの書継のある「明和五年改居宅掛屋舗控」である。そこには町屋敷利用として、居宅、掛屋敷の区別がなされている。また、土蔵、浜納屋地などの記載がなされている場合もある。しかし、居宅以外はすべてあくまで前所持者の利用形態である。そこで、町屋敷経営の場合は明らかに家守を置いていたことが分るものとして「家守請状」がある。しかし、これは特定の時期の請状が残存しているのみであると同時に町名のみ記載であるため、1町内に複数の町屋敷を所持していた場合にはどの町屋敷なのか特定できない。このような史料的限界はあるが、前所持者の利用状況(家作の立替えや修理などの史料が残っている場合を除いて)をある程度踏襲している、という見解に立ったうえで、これらの史料から、町屋敷の利用形態についてまとめてみた(第3表)。全体を見わたすと掛屋敷としての利用が多いことがわかる。ある特定の地域に掛屋敷が多いのではなく、全体的に多い。しかし、土蔵や浜蔵、浜納屋などは船場地域の町に多いことが分る。これらの町は淀川に面している。物資を保管貯蔵することが物資の流通にとっては欠かせないことであり、長田家の商家経営にもこのような施設の所持自体が大きく関わることを推察できる。そこで、大川町、梶木町、七郎右衛門町1丁目に関しては、その内部状況まで宗門人別帳で判明するので第4表にまとめてみた。ここで留意したいことは、家守も含めて同族居住の多いことである。この場合、屋号と宗旨が同じであるいわゆる「別家」しか判明しないが、別家としては独立してはいないが、加嶋屋に大きく関わる人々の存在(通動手代や出入商人など)も否定できない。彼らの家族も含めると、町内部における加嶋屋一統の占める割合は非常に大きなものとなると考えられる。

(2) 町屋敷経営の収入

加嶋屋長田家には経営状況そのものが判明する

第1表

購入名義	売主	代銀	表間口	役	年次	場所
		貫 匁	間 尺 寸			
加嶋屋作兵衛	茨木屋太兵衛	14.000	6.3.0	2	享保14 (1729)	玉水町
	山城屋沢之助	97.500	14.5.8	2	寛延3 (1750)	四軒町南側
	中浜屋源四郎	44.500	7.1.1	2	宝暦8 (1758)	船町
	丸屋文四郎	172.500	(4カ所合計) 45.4.5	4	明和4 (1767)	布屋町
	辰巳屋久左衛門	120.000	(3カ所合計) 35.0.2	4	安永6 (1777)	江戸堀3丁目
	辰巳屋久左衛門	145.000	30.0.0	5	安永3 (1777)	土佐堀1丁目
	町中	43.000	20.0.0	2	天明2 (1782)	幸町3丁目
	天王寺屋弥兵衛	30.000	7.4.4.5	2	天明3 (1783)	梶木町
	銭屋七郎右衛門	35.000	3.3.0	1	天明3 (1783)	大川町
	河内屋大三郎	65.000	(2カ所合計) 6.4.0	2	天明3 (1783)	大川町
	平野屋孫兵衛	17.000	3.3.9	1	天明3 (1783)	梶木町
	津軽屋五郎吉	50.000	10.0.0	1	寛政6 (1794)	堂島新地3丁目
加嶋屋作次郎	平野屋又右衛門	88.000	9.0.0	1	寛政4 (1792)	堂島新地2丁目
	平野屋又右衛門	40.000	10.0.0	1	寛政3 (1791)	堂島新地中1丁目
	今木屋太郎兵衛	70.000	14.0.0	2	文化4 (1807)	尼崎町1丁目
	淀屋清兵衛	20.000	21.3.0	4	嘉永3 (1850)	大川町
加嶋屋作五郎	堺屋癸疑	40.000	6.3.0	2	明和9 (1772)	船町
加嶋屋喜兵衛	綿屋平八	—	8.0.0	1	明和2 (1765)	近江町北側
	越後屋又次郎	39.500	10.0.0	3	明和6 (1769)	本天満町
	綿屋市郎兵衛	30.000	6.0.0	1	文化7 (1810)	七郎右衛門町1丁目
加嶋屋治右衛門	播磨屋勘兵衛	40.000	10.0.0	1	明和4 (1767)	幸町3丁目
加嶋屋徳兵衛	牧村屋五郎右衛門	7.000	4.1.0	1	安永9 (1780)	麴町北側
加嶋屋藤兵衛	深江屋岩松	50.000	5.0.0	0.3	天明7 (1787)	七郎右衛門町1丁目
	雑賀屋常二郎	2.000	—	—	寛政3 (1791)	京町堀5丁目
	雑賀屋常三郎	17.000	14.3.0	3	寛政4 (1792)	坂本町
加嶋屋金兵衛	太田梅庵	10.000	3.5.9	1	寛政4 (1792)	大豆葉町
	小嶋屋次兵衛	10.000	4.0.0	1	寛政4 (1792)	大豆葉町
	河内屋くま	8.500	4.5.5	1	寛政6 (1794)	布屋町
加嶋屋又兵衛	銭屋弥三郎	—	10.3.0	0.3	寛政4 (1792)	大川町
	平野屋又右衛門	30.000	7.0.0	2	寛政5 (1793)	今橋1丁目南側
	小橋屋喜兵衛	41.000	8.5.9	0.6	寛政5 (1793)	大川町
加嶋屋藤八	塩屋小兵衛	31.000	8.3.1	1	享和4 (1804)	梶木町
	綿屋市兵衛	15.000	3.3.8	1	文化3 (1806)	梶木町
	沢上屋嘉八郎	20.000	29.0.0	1	文化12 (1815)	備前島町
加嶋屋要助	米屋喜兵衛	48.000	5.3.0	1	文化2 (1805)	大川町
	俵屋喜兵衛	30.000	5.0.0	1	文政11 (1828)	七郎右衛門町1丁目
	俵屋喜七	38.500	5.0.0	0.3	天保10 (1839)	七郎右衛門町1丁目
加嶋屋定八	播磨屋徳兵衛	22.500	5.0.0	1	文化6 (1809)	船町南側
	多田屋新右衛門	25.000	5.1.0	1.5	文化6 (1809)	大川町南側
加嶋屋幸作	加嶋屋市兵衛	27.000	5.3.0	1	文政2 (1819)	梶木町北側
加嶋屋孫市	天満屋善九郎	30.000	7.4.4	2	文政10 (1827)	梶木町北側
加嶋屋熊蔵	川崎屋八郎兵衛	20.000	3.2.0	1	文政11 (1828)	大川町
加嶋屋源七	町中	50.000	12.0.0	1.5	嘉永2 (1849)	梶木町
加嶋屋新三郎	住吉屋嘉七	—	—	—	文久2 (1862)	麴町南側
油屋仁右衛門	福嶋屋縫	50.000	5.0.0	1	寛政4 (1794)	升屋町

「加嶋屋長田家文書」, 「永代売渡証明文」より作成

第2表 各町における長田家の買得町屋敷数

町名		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	計
船	大川町						3	2	1	1						9
	梶木町						2		2				1			7
	七郎右衛門町1丁目						1			1			1			4
	大豆葉町							2								2
	今橋1丁目							1								1
	四軒町			1												1
	升屋町								1							1
場	尼崎町1丁目								1							1
	本天満町					1										1
	近江町				1											1
西	布屋町				4			1								5
	江戸堀3丁目					3		1								4
	船町			1		1				1						3
	麴町						1									1
	京町堀3丁目							1								1
	玉水町	1														1
	土佐堀1丁目					1										1
新	坂本町					1										1
	堂島新地中1丁目							1								1
	堂島新地2丁目							1								1
	堂島新地3丁目							1								1
	幸町3丁目				1		1									2
	備前嶋町								1							1
		1	0	2	6	6	8	12	4	4	4	0	2	1	1	51

- ①享保14 (1729) ~元文2 (1738) ②元文3 (1739) ~寛延元 (1748)
 ③寛延元 (1749) ~宝暦8 (1758) ④宝暦9 (1759) ~明和5 (1768)
 ⑤明和6 (1769) ~安永7 (1778) ⑥安永8 (1779) ~天明8 (1788)
 ⑦寛政元 (1789) ~寛政10 (1798) ⑧寛政11 (1799) ~文化5 (1808)
 ⑨文化6 (1809) ~文政元 (1818) ⑩文政2 (1819) ~文政11 (1828)
 ⑪文政12 (1829) ~天保9 (1838) ⑫天保10 (1839) ~嘉永元 (1848)
 ⑬嘉永2 (1849) ~安政5 (1858) ⑭安政6 (1859) ~明治元 (1868)

帳簿類は残存していない。しかし、それらの帳簿類の「書拔」と思われるものが残っている。いずれも安政3 (1856) 年から明治8 (1875) 年までの記載であるが、「元方書拔」「留帳書拔」「算用帳書拔」である。これらの相互関係、およびこれらのなかに個別にでてくる帳簿類の相互関係についてはわからないが、このなかの記載に町屋敷経営関係の記載と思われるものが存在するのが「元方書拔」と「算用帳書拔」である。

安政3 (1856) 年の「元方書拔」を見ると、家賃収入のみで27貫731匁1分8厘である。前述の掛屋敷数を考えるとかなり少額である。おそらく本家管理のみの町屋敷なのではないかと思われる。同年の「元方書拔」に記載されている総収入が1,484貫600匁2分1厘であることから、およそ

2%の割合である。しかし、単純に家賃収入を町屋敷経営の利潤と考えるわけにはいかない。つまり家賃収入から、町屋敷の維持費を差し引く必要がある。そこで、「算用帳書拔」をみると、そのなかのひとつに「町之家賃并丁入用借屋繕引残」という項目が2ヶ月ごとに書き留められている。おそらく家賃収入から諸経費を差し引いて2ヶ月毎に示したものであると推察できる。それらをグラフ化したものが第1図である。幕末のインフレーション期なので単純に比較はできないが、利潤の確認できる安政3年から文久2 (1862) 年の時期で、2ヶ月ごとでみるとほぼ5貫目から6貫目程度である。年間を通じて考えると、町屋敷維持費を差し引いたうえでの額とするならば「元方書拔」の額よりは高額になる。この2つの書拔

第3表 各町屋敷の利用

町名	表間口	裏行	購入年	利用形態、建物など	史料	位置	
大川町	①	3.3.0	29.0.0	天明3	土蔵1カ所、町並浜納屋地	○	町境
	②	3.2.0	28.3.0	天明3	土蔵1カ所、町並浜納屋地	○	
	③	3.2.0	28.3.0	天明3			
	④	10.3.0	8.5.9	寛政4	土蔵1カ所	○	角
	⑤	8.5.9	19.3.0	寛政5	土蔵4カ所	○	
	⑥	5.3.0	31.3.0	文化2	土蔵浜蔵1カ所、町並浜地	○	
	⑦	5.1.0	24.0.0	文化6	浜納屋地、住宅、物建家	○1)	
	⑧	3.2.0	15.0.0	文政11		○	
	⑨	21.3.0	29.0.0	嘉永3	土蔵5カ所、浜納屋地、 浜土蔵2カ所、掛屋敷	○2)	角
梶木町	①	7.4.4.5	8.3.1.4	天明3	土蔵2カ所、掛屋敷	○	
	②	3.3.9	20.0.0	天明3		○	
	③	8.3.1.4	20.0.0	享和4	掛屋敷、物借屋建	○	
	④	3.3.8	20.0.0	文化3	土蔵1カ所、掛屋敷	○	
	⑤	5.3.0	20.0.0	文政2	土蔵2カ所	○	
	⑥	7.4.4	20.0.0	文政10	土蔵1カ所、掛屋敷	○3)	
	⑦	12.0.0	20.0.0	嘉永2	土蔵2カ所	○	角
七郎右衛門町 1丁目	①	5.0.0	21.3.0	天明3	土蔵2カ所、町並之浜地	○	
	②	6.0.0	13.5.0	文化7	土蔵2カ所、浜納屋、建家	○	
	③	5.0.0	13.3.0	文政11	土蔵1カ所、浜納屋、建家	○	
	④	5.0.0	21.3.0	天保10	土蔵1カ所、浜地、掛屋敷	○	
大豆葉町	①	3.5.9	19.2.0	寛政4	土蔵1カ所	○	
	②	4.0.0	19.2.0	寛政4	土蔵1カ所	○	
今橋1丁目	7.0.0	20.0.0	寛政5	土蔵2カ所※1	○	角	
四軒町	14.5.8	20.2.5	寛延3	掛屋敷●	○		角
升屋町	5.0.0	13.3.0	寛政5	土蔵1カ所、建家	○		
尼崎町1丁目	14.0.0	20.0.0	文化4		○	角	
本天満町	10.0.0	10.3.0	明和6	土蔵1カ所、掛屋敷●※2	○		角
近江町	8.0.0	13.4.0	明和2	2カ所建家、掛屋敷●※3	○		
布屋町	①	6.1.2.5	27.0.0	明和4	掛屋敷●	○	
	②	25.3.0	17.3.0	明和4	掛屋敷●	○	
	③	9.1.3	17.1.3	明和4	掛屋敷●	○	
	④	4.5.0	14.1.0	明和4	掛屋敷●	○	
	⑤	4.5.5	15.0.5	寛政6	土蔵1カ所、借屋	○4)	
江戸堀3丁目	35.0.2.5	20.0.0	安永6	土蔵3カ所、掛屋敷●※4	○		
船町	①	7.1.1	20.0.0	宝暦8	掛屋敷●	○	
	②	6.3.0	20.0.0	明和9	建家、土蔵	○	
	③	5.0.0	20.0.0	文化6	浜地	○	
麴町	①	4.1.0	14.0.0	安永9	土蔵1カ所、家屋敷	○	
	②	—	—	文久2	掛屋敷	○	
京町堀5丁目	—	—	寛政3	※5	○		
玉水町	6.3.0	26.2.0	享保14	居宅●※6	○		
土佐堀1丁目	30.0.0	23.0.0	安永6	土蔵1カ所、浜納屋、※7 蔵屋敷、家屋敷、掛屋敷●	○		
坂本町	6.0.0	15.0.0	寛政4	掛屋敷 ※8	○5)		
堂島新地中1丁目	10.0.0	20.0.0	寛政3	物屋敷 ※9	○		
堂島新地2丁目	9.0.0	20.0.0	寛政3	掛屋敷、浜納屋地 ※10	○		
堂島新地3丁目	10.0.0	20.0.0	寛政6	建家、浜冥加金地 ※11	○		
幸町3丁目	①	10.0.0	40.0.0	明和4	浜冥加金地、掛屋敷●	○	
	②	20.0.0	40.0.0	天明2	掛屋敷●	○	角
備前嶋町	29.0.0	19.0.0	文化12	掛屋敷	○	角	

すべて「加嶋屋長田家文書」

○「永代売渡證文」●「明和5年改居宅掛屋敷控」※「家守請状」

1) No, 833 2) No, 848 3) No, 838 4) No, 816 5) No, 570

※1 文政元年 ※2 文化元 ※3 文化元年 ※4 文化元、14年 ※5 文化元年

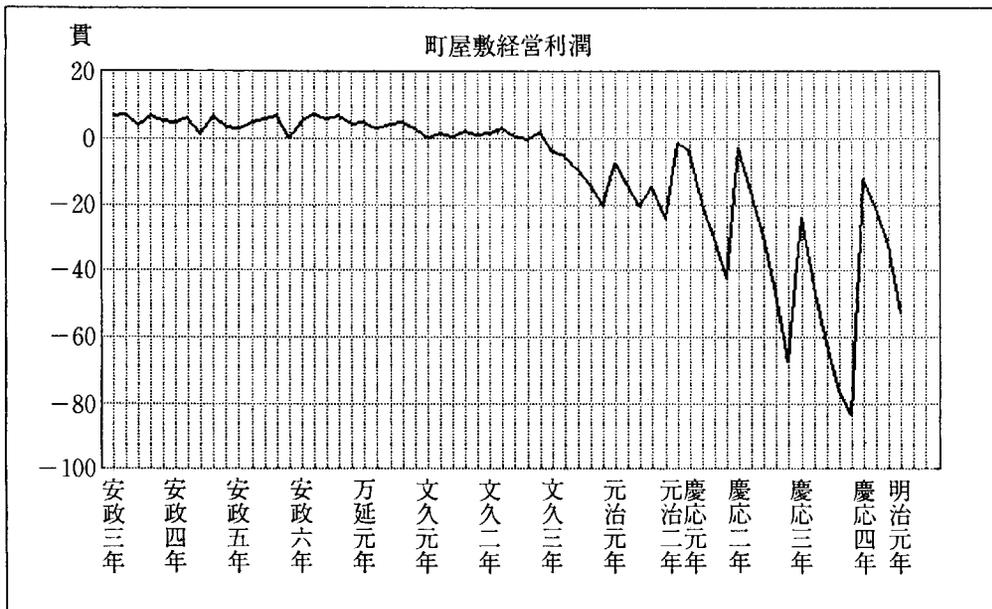
※6 文化元年 ※7 文化元、4年 ※8 文化元、14年 ※9 文化元、2年

※10 文化元年 ※11 文化元、3年

第4表 梶木町・大川町・七郎右衛門町1丁目にみる町屋敷利用と同族の居住状況

町名	地主	家守	構成	同族居住
大川町①~③ ⑥ ⑧ ⑨	加嶋屋作兵衛 加嶋屋要助 加嶋屋九八郎 加嶋屋作次郎	加嶋屋貞助 加嶋屋新三郎 阿波屋清蔵 備前屋清次郎	借屋3 借屋7 借屋16	家族6 奉公人38 (居宅) — — —
梶木町①~②、⑤ ③~④ ⑥ ⑦	加嶋屋作兵衛 加嶋屋九八郎 加嶋屋孫市 加嶋屋源七	大和屋得兵衛 丸屋吉右衛門 富田屋角助 信濃屋源兵衛	借屋1 借屋4 借屋1 借屋5	加嶋屋豊三郎 加嶋屋勝蔵 — 加嶋屋貞助 加嶋屋源蔵 加嶋屋勘七
七郎右衛門町1丁目 ①~④	加嶋屋熊次郎 加嶋屋太兵衛 加嶋屋勇七 加嶋屋要助 加嶋屋喜兵	信濃屋源兵衛 大和屋得兵衛 大和屋得兵衛 富田屋角助	借屋1 借屋3 借屋3	 加嶋屋菊三郎 加嶋屋紀兵衛

大川町宗旨人別帳 (慶応元年)
 梶木町宗旨人別帳 (元治元年)
 七郎右衛門町1丁目宗旨人別帳 (明治3年) より作成
 (大阪大学経済学部所蔵)



『加嶋屋長田家文書』「算用帳書抜」より作成

第1図 町屋敷経営利潤

(毎月3月, 5月, 7月, 9月, 10月の数値, 元治2年のみ3月のみ)

の相互関係は不明である。たとえば「元方書抜」を見ると、同年の肥後藩からの知行米が78貫806匁5分4厘であり、その他、明石、秋田、水戸、丸亀などを見ても3～8貫程度の扶持米としての収入を得ており、町屋敷経営の利潤がかなり低いものであることが推察できる。

4. 家質と町屋敷所持

(1) 家質の流れ込み

大坂における家質の場合、享保5(1720)年に、従来の売買の形式をとる家質から、家質証文の授受によるものに改められた。したがって、長田家においては、町屋敷購入の初見が享保14年であることから、基本的に「永代売渡証文」は、すべて購入の結果として処理することとした。つまり、永代売渡証文と家質証文が両方存在しているか、もしくは、売買の時に家質であったことの確認がとれるものにおいて、家質として考えた。

長田家の場合、近世において家質の流れ込みによって所持町屋敷になった事例は、明和4年の布屋町4カ所、天明3年の梶木町の1カ所、文化7年の七郎右衛門町1丁目の1カ所において確認できた。以下、各事例について、見てみることにする。

まず、明和4年の布屋町の4ヶ所であるが、その経緯については「明和三年戊三月五日ヨリ 布屋町丸屋文四郎殿家質銀出入二付御訴奉申上候一件控」²⁴⁾に詳しい。この一件では、宝暦13年に、文四郎の父である幸八郎が、銀百七拾貫目で加嶋屋作兵衛に家質に差し入れた。この時の利銀は1ヶ月に付き510匁である。その後、明和2年10月から明和3年の2月まで、2貫550目の支払いが滞り、3月には、加嶋屋作兵衛が奉行所に訴えている。結局、6月5日に決着が着き、丸屋文四郎が360日以内に172貫550目を支払うこととなったことがわかる。しかし、『加嶋屋長田家文書』のなかには、丸屋文四郎から加嶋屋作兵衛宛の「永代売渡証文」が残っている²⁵⁾。これを見ると、同じ6月中には、加嶋屋作兵衛がこの町屋敷を買得していることが確認できた。結局、丸屋文四郎は滞った銀子を支払うことができず、町屋敷は加嶋屋作兵衛に流れ込んだのである。これらの経緯からみても、この事例においては、純粋な「質流

れ」として考えることができる。

続いて、天明3年の梶木町の1ヶ所の場合はどうだろう。梶木町の町屋敷の場合、長田作兵衛は直接の債権者ではない。しかし、元の町屋敷の所持者である天王寺屋弥兵衛が、天満屋七兵衛に家質に差し出したことが契機となり、結果的に長田家に集積された例である²⁶⁾。証文には、質入主が長田家に売却したように記載されている。天明3(1783)年6月13日に、質取主である天満屋七兵衛が、質入主である天王寺屋弥兵衛から流れ込んだ町屋敷を、長田家に29貫500目で売却している。この場合、証文に記載されている値段は、銀35貫目であるが、実際の銀高は29貫500目である。長田家は、天王寺屋が滞納していた町入用銀616匁3分を支払い、さらに「御挨拶」として、天満屋に対して銀200目、天王寺屋に対しても宅替料を支払っている。この経緯からも、この「町屋敷」を長田家自身が積極的に買得している様子が見取れる。この場所は、大川町の長田家の町屋敷に隣接しており、居宅周辺敷地の拡大の一環であることが窺える。

次に、文化7年の七郎右衛門町1丁目の町屋敷の場合について見てみる²⁷⁾。この町屋敷は、文化2年に綿屋市郎兵衛が長田家を質取主として家質となったものである。この時の利銀は、1ヶ月につき銀190目である。その後、文化7(1810)年には、「元利相滞候ニ付此度御応対之上」として銀30貫目で譲り渡されている。しかしこれに関しても、その町屋敷の場所が大川町・梶木町の長田家居宅に隣接していることから、やはり前述の梶木町の事例と同じく、長田家の買得の意図が窺える。

(2) 長田家の家質について

前項では、近世期において長田家の所持町屋敷のなかで家質が流れ込みそのまま所持していた事例について見てきた。そこで、長田家の家質について史料で判明する範囲において一覧にしたものが第5表である。ここで留意しておきたいことは、長田家は金融業としての営業が主体であるにもかかわらず、一見、家質が流れ込んでしまう事例が少ないように見受けられることである。しかし、家質が流れ込んでそのまま所持してしまわない限り、家質証文は残らないため、長田家における実際の家質の全体像は不明なままである。

第5表

町名	質主	質入年次	貸付額	備考
布屋町	丸屋幸八郎	宝暦13 (1763)	銀170貫目	明和4 (1767) に売渡
梶木町	天王寺屋弥兵衛	—	—	天明3 (1783) に売渡
七郎右衛門町1丁目	綿屋市郎兵衛	文化2 (1805)	銀38貫目	文化7 (1810) に売渡
内本町橋詰町	光吉嘉蔵	明和8 (1771)	銀33貫目	利銀1カ月に付145匁2分
堂島新地5丁目	金屋善右衛門	享和2 (1802)	銀60貫目	利銀1カ月に付228匁
伏見東浜南町	池田屋ひで	安政3 (1856)	銀20貫目	1年に付銀1貫目, 月3朱の利息
		質置確認年次		
七郎右衛門町1丁目	加嶋屋熊次郎	明治3 (1870) ¹⁾		
	肥前屋熊七	〃	—	3カ所
	柴田金兵衛	明治6 (1873) ²⁾		年済持続中
尼崎町1丁目	加嶋屋九八郎	明治3 (1870)	—	
	加嶋屋要助	〃	—	
	→ (長谷川要助)	明治6 (1873)	900円	年済持続中
船町	加嶋屋弥十郎	明治3 (1870)	—	2カ所
	→ (若山弥十郎)	明治6 (1873)	2000円	年済持続中
	近江屋長兵衛	明治3 (1870)	—	道仁町居住
	末広栄蔵	明治6 (1873)	500円	年済持続中
奈良屋町	松屋清次郎	明治3 (1870)	—	4カ所
	→ (松下清次郎)	明治6 (1873)	550円	返済終了
今橋一丁目	白木屋彦太郎	明治3 (1870)	—	他国居住
	長田作之助	明治6 (1873)	1000円	300円見込で売払
麴町	加嶋屋新三郎	明治3 (1870)	—	
	→ (大西新三郎)	明治6 (1873)	750円	年済持続中
備前島町	総屋仁兵衛	明治3 (1870)	—	
	→ (前田仁兵衛)	明治6 (1873)	106円	75円流込予定
釣鐘町	東屋市太郎	明治3 (1870)	—	
	紀伊国屋与兵衛	明治3 (1870)	—	四軒町居住
四軒町	〃	〃	—	
大川町	淀屋清兵衛	〃	—	
江戸堀3丁目	木屋市郎右衛門	〃	—	
堂島中2丁目	加嶋屋熊七	〃	—	四軒町居住
白子町	天川屋甚右衛門	〃	—	梶木町居住
道町	井筒屋源次郎	〃	—	
順慶町5丁目	鏡屋甚九右衛門	〃	—	
土佐堀3丁目	足立市兵衛	明治6 (1873)	1632円94銭5厘	16カ年賦
江戸堀北通3丁目	〃	〃	(2カ所合計金額)	

資料; 『加嶋屋長田家文書』

近世のものは, Na567, 572, 573, 575, 578, 775, 789, より作成

注1) 明治3年(1870)「大阪府庁江書上之控 家質沽券写」

注2) 明治6年(1873)「地所建家・家質貸付・貸付金見込金高書抜」

家質流れそのものについては、①長田家側の経営の方向性の問題、②家質相手の問題、があげられる。①長田家の経営についても、家質流れの起る心配のない（借金の返済可能な）相手を選択するのか、あるいは初めから買得する意図もあるのか。②家質相手の問題では、前述の布屋町のように出入りまで発展する場合や非常に簡単に長田家側に売却（実際は質流れであるが）する場合などが考えられる。しかし、唯一明らかなのは、長田家自身は家質流れの結果そのまま流れ込んだ町屋敷を所持している事例が非常に少ないということである。このことから、長田家としては、たとえ家質流れが起きた場合においても、それをそのまま所持せずすぐに売却してしまうことが多かったのではないかと考えられる。

おわりに

大坂を拠点とした商人である加嶋屋長田家の町屋敷所持の実態について検討してきた。本稿で明らかになったことは以下の点である。

第1に、加嶋屋長田家の町屋敷買得の傾向は、圧倒的に船場、西船場地域に多い。年代で買得数を概観すると、享保期に最初の町屋敷を買得して以来、随時1ヵ所ずつ程度分散して買得してきた。しかし、大川町に拠点を移した文化期以降その周辺の町々を中心に多くの町屋敷を買得した。

第2に、加嶋屋長田家の町屋敷利用の特徴である。全体的には掛屋敷が多い。土蔵、浜納屋、浜蔵などは船場地域の町屋敷に多い。また、居宅のあった大川町周辺の町屋敷には、幕末の宗門人別帳によると加嶋屋一統の居住が多いことが判る。名実ともに長田家がこの地域を拠点としており、前述の町屋敷買得傾向にも、当地域での商家経営上での拠点化への意図が窺える。

第3に、長田家の町屋敷経営については、経営上はそれほど重要な位置を占めていなかったことが推定できた。特に大川町周辺の長田家本家の町屋敷所持は家賃収入を目的とした町屋敷経営に中心的意味はなかったといえる。むしろ、同族居住に利用するケースが多く見られたといえよう。その点、高麗橋3丁目における三井家のように大規模な町屋敷経営を行う商人と様相が異なるといえる²⁸⁾。

第4に、加嶋屋長田家の場合、金融業を主とする商人に多く見られるように、家質として担保としておいた町屋敷を集積しこれを所持する²⁹⁾ということが少なかった。長田家に流れ込んだ家質の全体像については明確にはならないが、流れ込んだ家質をそのまま所持するという事例が非常に少なかったということは確認できた。

以上の点から明らかになった加嶋屋長田家の町屋敷所持の実態の背景については不明な点が多い。加嶋屋独自の経営志向なのか、近世日本における経済都市・金融都市である大坂に規定された所以なのか、あるいは単一都市のみしか活動拠点が無いゆえの意思決定なのか、という複雑に絡み合った要素についてはいまだ未解明のままである。また、加嶋屋自身の「町屋敷」に対する観念は、共同体である「町」との関係から明らかにすることが必要である。しかし、少なくとも、大坂商人の町屋敷所持の実態について1事例を提示したということは言える。この事例が、都市内部の空間構造において持つ意味については紙数の制約があり、本稿においては踏み込むことができなかった。加嶋屋長田家が最も多く町屋敷を所持していた大川町、梶木町、七郎右衛門町1丁目については、水帳と水帳絵図および宗門人別帳が残存している。そこで、各史料に基づいた詳細な分析、「町」における加嶋屋長田家の町屋敷所持の影響について考察を行う必要がある。それらについては今後の課題としたい。

引用文献

- 1) 矢守一彦（1970）：『都市プランの研究』大明堂、333P.
- 2) 山田志乃布（1993）：近世駿府町人地における地域的差異、歴史地理学166、20-33.
- 3) 矢内昭（1976）：大坂三郷町割復原の資料と方法、大阪府の歴史、7、23-44. 同（1977）：大坂上町の町割と町並、大阪府の歴史、8、2-22. 同（1983）：近世大坂の景観復原の試み—その歴史地理学的諸問題、豊田武他編『講座日本の封建都市第3巻』、122-142.
- 4) 比較的長期間にわたって残存している主な町では、菊屋町、尼崎1丁目、道修町3丁目、平野町2丁目、御池通5丁目などがある。菊屋町の宗門人別帳を

- 扱った主な研究として、乾宏巳（1979）：享保期大坂町人社会の動向，大坂教育大学歴史研究，16．同（1979）：宝暦天明期における大坂町人社会の動向，ヒストリア83，25-54．など多数ある。
- 5) 鴻池の家屋数については、宮本又次（1858）：鴻池家の家屋数について、『大阪大学経済学』，第8巻1号に、鴻池が拠点とした今橋二丁目における家屋数の買得について述べられている。しかし、史料紹介的な記述にとどまっている。
- 6) 吉田伸之（1991）：『近世巨大都市の社会構造』東京大学出版会，同（1986）：町人と町，歴史学研究会編『講座日本歴史五近世1』東京大学出版会，小川保（1980）：京都における三井家の屋敷—集積過程からみた特質，三井文庫論叢14巻など。
- 7) 西坂靖（1985）：個別町における家守の位置づけ—文化文政期の大坂を事例として，三井文庫論叢19号，161-195．同（1987）：三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守，三井文庫論叢21号，91-212．など。
- 8) 戦国期から近世初期には駿府には多くの豪商（特権商人）が存在した。しかし、駿府の衰退とともに豪商は没落した。中期以降はむしろ一般町人層による町運営が特色であったことが指摘されている。若尾俊平他（1982）：『駿府の城下町』静岡新聞社，381P．
- 9) 国立史料館：『国立史料館史料目録第14集加嶋屋長田家文書』
- 10) 中井信彦（1961）：『幕藩社会と商品流通』塙書房。
- 11) 鶴岡美枝子（1969）：一八世紀以降の大名金融市場としての堂島—借銀担保の米切手をめぐって—，史料館研究紀要2．
- 12) 千田稔（1980）：藩債処分と商人資本—加嶋屋長田家の場合—，経営史学，第15巻1号。
- 13) 前掲9） 125-158．
- 14) 『大阪商業史料集成』第三輯，100-101．
- 15) 前掲） 143-154．
- 16) 『新修大阪市史』第4巻，42-45．
- 17) 『新修大阪市史』第4巻，49-50．
- 18) 寛政期の御用金は，寛政2年と寛政12年の2回である。『新修大阪市史』第4巻，53-58．
- 19) 文化期の御用金は，文化元年，文化7年，文化10年の3回である。『新修大阪市史』第4巻，58-66．
- 20) 『新修大阪市史』第4巻，492-495．
- 21) 『新修大阪市史』第4巻，1029-1031．
- 22) 元治元年の御用金は，長州征伐のための軍資金の調達である。『新修大阪市史』第4巻，1031．
- 23) 『加嶋屋長田家文書』の中には，永代売渡証文の他にまとまったものとして，明治3年の沽券状の写，明治6年の町屋敷沽券状所持分目録があるが，それらは簡単な記載しかないため，データ量としては少ない。そこで，最も豊富なデータの得られる「永代売渡証分」を利用することとした。
- 24) 『加嶋屋長田家文書』775．
- 25) 『加嶋屋長田家文書』773，774．
- 26) 『加嶋屋長田家文書』788-792．
- 27) 『加嶋屋長田家文書』573，839．
- 28) 前掲7)西坂論文。
- 29) 竹内誠（1976）：江戸豪商仙波家の屋敷集積の動態，『日本文化の社会的基盤』，雄山閣，273-310．